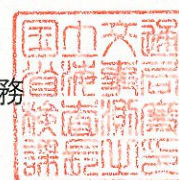




国海査第 389 号の 2
平成 23 年 12 月 15 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 山田 信三 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 秋田 務



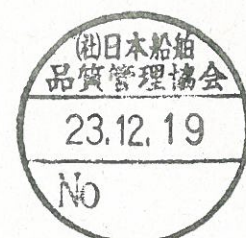
消防設備の承認試験基準の制定について

標記について、下記に掲げる消防設備のプロトタイプ品に係る承認試験につき、別紙のとおり承認試験基準を制定いたしましたので、ご連絡いたします。

なお、本承認試験基準は、平成 24 年 1 月 1 日から適用いたします。

記

- 別紙 1 煙管式火災探知装置
- 別紙 2 固定式炭化水素ガス検知装置



消防設備の承認試験基準について

1. 今般制定する承認試験基準の位置付けについて

火災探知装置を始めとする固定式消防設備は、個船ごとに部分的な機能は同一であるものの、設備全体では区画配置等の観点から設計仕様が個船ごとに大幅に異なる構成として捉えられる。

このため、固定式消防設備については、従前から、固定式消防設備のうち定型的な部分品について型式承認の対象物件としているが、設備全体については対象物件とせず、一品ごとの個品検査で対応している状況である。具体的には、プロトタイプ品について JG 予備検査にて承認試験を実施し、その後、マスプロ品について HK 一品検査を実施している。

このたびの改正による装置についても、従前と同様の取扱いにより対応することとし、今般、JG 予備検査にて承認試験を実施するための試験基準を制定するものである。

2. 煙管式火災探知装置の承認試験基準

煙管式火災探知装置の技術要件は FSS コード第 10 章で規定されるが、今般、その内容が全面的に見直しされた。

FSS コード同章では、装置の一部を構成する制御盤(電源切換部及び制御盤本体から分離して設置される表示器を含む。)について、EN54-2 及び EN54-4(又は主管庁が適当と認める基準)に従い試験することを規定していることから、当該 EN 規格の試験内容を精査し、その適用を検討した。

承認試験基準の構成として、FSS コード同章(及びこれを取り入れた国内法令)に規定する要件に適合することの確認は、一義的には従前から適用する国内法令による試験方法及び判定基準によることとし、EN 規格の試験方法及び判定基準の適用は製造者の任意により選択できることとしている。

3. 固定式炭化水素ガス検知装置の承認試験基準

固定式炭化水素ガス検知装置は、決議 MSC.291(87)による SOLAS 条約附属書第 II-2 章の一部改正により、2012 年 1 月 1 日以降建造される載貨重量トン数 20,000トン以上の油タンカーの貨物油タンクに隣接する区画(船首区画、二重船側区画、二重底区画等)の炭化水素ガスを検知するために新たに設置が義務付けられるものであり、その技術要件が FSS コード第 16 章として新設された。

FSS コード同章では、装置の詳細要件については MSC.1/Circ.1370(固定式炭化水素ガス検知装置の設計、構造及び試験のためのガイドライン)に基づくこととされている。また、同ガイドラインでは、装置の一部を構成するガス分析装置について、IEC60079-29-1(又は主管庁が適当と認める基準)に従い設計及び試験することを規定していることから、当該 IEC 規格の試験内容を精査し、グループ II・固定式の装置として規格の適用を検討した。

承認試験基準の構成として、FSS コード同章(及びこれを取り入れた国内法令)に規定する要件に適合することの確認は、主な国内メーカーが IEC 規格の試験方法及び判定基準の適用に既に対応していることが確認されたことから、従前から適用する国内法令による試験方法及び判定基準を考慮しつつ、IEC 規格を取り入れることとした。